

1 IT投資促進税制の創設

約6,000億円の減税を実施

我が国企業の競争力強化や産業構造の改革を行っていくためには、企業の効率化、サービスの高付加価値化に資するITネットワーク化を促進する重点的な投資が必要である。しかしながら、我が国の多くの企業は、経済低迷が長期化する中、新たな設備投資等を抑制しており、欧米等に比して、企業のITネットワーク化は遅れている(1-2-2(P45)参照)

そこで、企業のIT投資に対し、ハード・ソフトの両面から税制支援措置を行うことにより、企業の事業効率化、高付加価値化等を促進するため、平成15

年度からIT投資促進税制が創設された(平成15年1月から遡及適用)(図表)。なお、本税制の減税効果は、初年度で約6,000億円に及ぶものである。

また、IT投資の副次的効果として、企業におけるITネットワーク利用の促進、高度化が進むことにより、情報通信企業側のネットワークの高度化も図られる。本税制の実施により、情報通信産業の基盤が強化、活性化され、ひいては競争力が強化されることが期待されている。

図表 IT投資促進税制の概要

【国税(所得税、法人税)】

- 1 対象：青色申告書を提出する法人又は個人(事業を行う者に限る)
- 2 対象設備等：電子計算機、ルータ・スイッチ、インターネット電話設備、デジタル回線接続装置、デジタル放送受信設備、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、ソフトウェア
- 3 税制特例：上記対象設備等の取得価額に対する税額控除10%又は特別償却50%の選択適用
(国内にある事業の用に供する場合に限る)

取得価格要件(年間)

資本金	ハードウェア	ソフトウェア
3億円超	600万円以上	600万円以上
3億円以下・個人	140万円以上	70万円以上

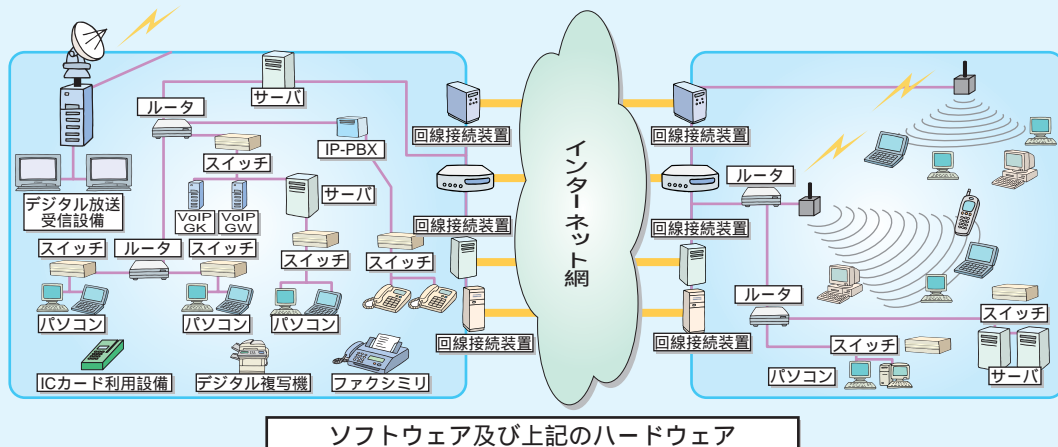
資本金3億円以下の法人又は個人について、リース契約期間が4年以上で、かつ、リース資産の耐用年数を超えないこと等の要件を満たす場合で、上記対象設備のリース費用総額200万円以上、ソフトウェアのリース費総額100万円以上について、各リース費用総額の60%相当額に対する10%の税額控除を適用

<税額控除について>

控除限度額は法人税額又は事業所得に係る所得税額の20%とする
控除限度超過額については、1年間の繰越しを認める

- 4 適用期間：平成15年1月1日から平成18年3月31日までの取得等
(平成15年4月1日以降に終了する事業年度について適用)

【イメージ図】



2 企業の国際競争力強化に向けた情報化戦略の策定

企業のIT化促進策を提言

情報通信分野においては、急速な技術革新や利用者ニーズの高度化・多様化に対応して、情報通信ネットワークインフラの高度化が進展している。他方、情報通信ネットワークインフラの高度化の進展ほどには、国内企業における企業内情報システムの普及や電子商取引の利用が進展していないため、企業における経営の効率化、高付加価値創造が進まず、競争力強化の上で問題となっている。

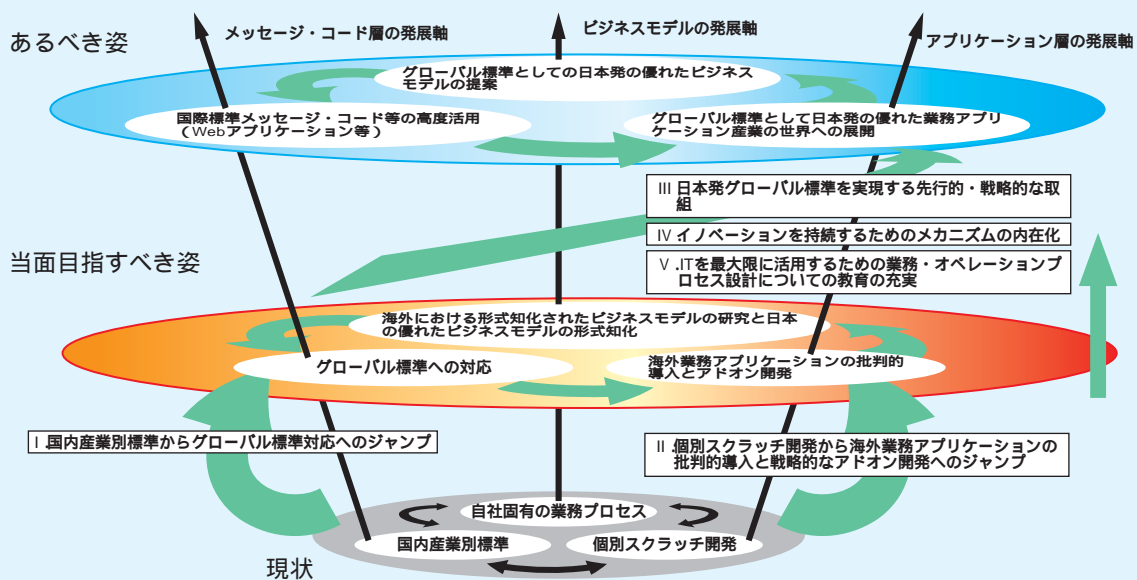
総務省では、今後の情報通信ネットワークインフラの整備状況や情報通信分野における新しいビジネスモデルの創出等を踏まえつつ、真に有効な企業情報化の推進方策について検討するため、平成14年7月から「国際競争力回復のための企業のIT化戦略研究会」を開催し、同年12月、報告書が取りまとめられた。

報告書では、情報通信ネットワークインフラ整備が必ずしも企業の競争力強化に結びついていない要

因として、業務アプリケーションソフトウェアの投資の遅れ、企業間コミュニケーションプロトコル（メッセージや各種コード）の標準化の遅れの2点を挙げている。また、我が国が情報通信分野で競争力を強化するためには、後発の利を最大限に活用し、既に標準化・モジュール化されたソリューションについては、これを批判的かつ効果的に受け入れることが有効であること、我が国の産業が誇る、優れた業務プロセスノウハウの形式知化、ITソリューションの標準化・モジュール化を行い、世界への展開を図る仕組みを構築することが重要であること等を提言している（図表）。

総務省では、提言を踏まえ、企業のIT利用を促進し、新たな高付加価値ビジネスの創出等に資するため、我が国企業に適した共通基盤として活用できる「企業IT化支援情報通信プラットフォーム」の構築に関する調査研究を実施している。

図表 我が国企業のIT利用の将来像（イメージ）



3 情報通信ベンチャー企業に対する支援の充実

ITベンチャー研究会を開催

1 ITベンチャー振興のための施策展開

我が国の産業の活力を維持していくためには、新規事業の創出による経済活性化が不可欠であり、とりわけIT分野のベンチャーの振興が我が国経済の再生及び雇用の創出の牽引力となるものとして期待されている。他方、ITベンチャーは、創業後間もない企業が多く信用力が乏しいなどの理由から、資金調達、人材の確保、販売先の確保等が課題となっている。総務省では、ITベンチャーの創業・成長を促進するため、資金面、技術面、人材面等の各種支援措置を講じている(図表)

また、平成15年3月から、ITベンチャー振興のための集中的・重点的な施策展開を目指し、ITベンチャーを取り巻く諸課題やITベンチャー振興のための具

体的な支援等について総合的に検討を行う「ITベンチャー研究会」を開催している。研究会では、同年6月を目途に中間報告を取りまとめる予定である。

2 テレワーク及びSOHOの推進

テレワーク及びSOHO (Small Office Home Office) は、情報通信を活用した遠隔型の勤務形態であり、通勤負担の軽減、育児・介護と就業の両立、女性・高齢者・障害者の就業機会の拡大、地球環境への負荷軽減等の様々な利点がある。我が国では、雇用形態の変化等の下で、テレワーク及びSOHOは実施形態等が多様化している。そのため、総務省では、実施人口等の実態、情報通信の利活用状況、業務を行う上での技術的課題、支援方策等について調査検討を行っている。

図表 主なITベンチャー支援施策

	主な施策	施策の概要	備考
資金面	テレコム・ベンチャー投資事業組合からの出資	・特定通信・放送開業事業実施円滑化法に基づき、総務大臣から「通信・放送新規事業」として認定を受けた事業者に対し、テレコム・ベンチャー投資事業組合が出資(設立後5年以内で資本金が10億円以下の法人(第一種電気通信事業者については、資本金15億円以下)が対象)	平成14年度は7件新規出資(累計33社)
	情報通信ベンチャー助成金	・設立段階のITベンチャーに対して、通信・放送機構を通じ、新規事業化に必要な資金の一部を助成	平成14年度は55件の交付決定(補正予算を含む。)
	低利融資	・日本政策投資銀行等による新規事業の実施又は新規事業のための技術開発に対する低利融資制度	
	エンジェル税制	・特定中小会社の株式等を取得した場合に、その取得をした年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式等の取得に要した費用の金額を控除 ・特定中小会社の株式等について、譲渡損が発生した場合は、当該損失を翌年以降3年間繰り越して他の株式譲渡益と通算。譲渡益が発生した場合には、公開前3年以上保有して公開後1年以内に売却した場合において、譲渡益を4分の1(公開後1年超3年以内の場合は2分の1)に圧縮	
	中小企業投資促進税制	・中小企業が取得する1設備160万円以上の全ての機械及び装置について、30%の特別償却又は7%の税額控除	
技術面	先進技術型研究開発助成金	・先進的な技術の研究開発を行うITベンチャーに対して、通信・放送機構を通じ、研究開発に必要な資金の一部を助成	平成14年度は47件の交付決定(補正予算を含む。)
	研究開発税制 (3-8-1(4)(P297)参照)	・試験研究費の総額に係る税額控除制度 ・産学官連携の共同研究・委託研究に係る税額控除制度 ・中小企業技術基盤強化税制 ・開発研究用設備の特別償却制度 等	
人材面	情報通信ベンチャー交流ネットワーク	・HP上(情報通信支援センター)でITベンチャーと大企業やエンジェルとのマッチングができる場を提供	
	ベンチャー経営塾	・成功ベンチャーの講義 ・ビジネスプランの作成等を指導、ビジネスプラン発表会を開催	
	情報提供	・HP上の情報通信ベンチャー支援センターでの弁護士・公認会計士等の専門家による無料の経営相談・指導 ・情報通信ベンチャー支援センターによる支援情報の提供(ワンストップ機能)	
	ストックオプション税制	・ストックオプション(新株予約権)を取得した者が、新株予約権行使した場合に、その権利行使により生じた経済的利益について課税を繰延(年間権利行使総1,200万円以下)	

通信・放送機構(情報通信支援センター) <http://www.venture.tao.go.jp/>

4 電子署名・認証の普及促進

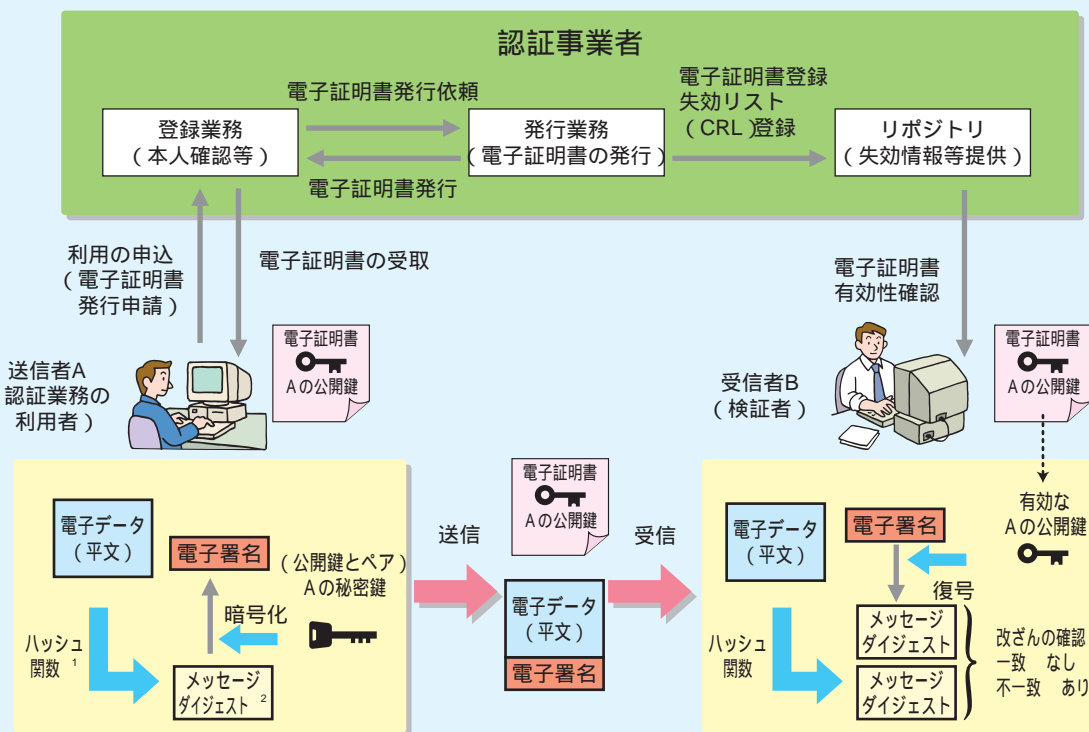
電子政府推奨暗号リストを決定

1 電子署名法の運用

近年のインターネットの急速な普及に伴い、電子商取引をはじめ、金融、教育、医療・福祉、行政等様々な社会経済活動がインターネット上でも行われている。インターネットは相手方と対面せずに誰とでも情報のやりとりができるなど便利な面があるものの、相手方が本当に本人であるのか、やりとりしている情報の内容が途中で改ざんされていないかなどを確認することが必要となる。そのための有効な手段として電子署名・認証業務がある。電子署名は、電子文書を作成した者を示すものであり、認証業務は、電子署名を行った者を証明する業務である。現在、電子署名では、公開鍵基盤（PKI：Public Key Infrastructure）に基づくものが広く利用されている（図表）。

総務省、法務省及び経済産業省の3省の共管により平成13年4月から施行されている「電子署名及び認証業務に関する法律」は、国民による電子署名の円滑な利用を確保することにより、電子商取引をはじめ情報通信ネットワークを利用した社会経済活動の一層の促進を図ることを目的としている。同法により、本人が行った電子署名が付された電子文書等について手書き署名や押印が付された紙文書と同様の法的効力を認められるとともに、認証業務についての信頼性の目安を国民に提供するため特定認証業務（電子署名が省令で定める安全基準に適合するものについて行われる認証業務）に関し、本人確認方法や業務設備等が一定の水準を満たすものについて国による認定制度が導入されている。平成14年度末現在で、12件の特定認証業務が認定されている。

図表 公開鍵方式に基づく電子署名・認証業務のイメージ



1 ハッシュ関数：任意のデータ量の情報を一定のデータ量の情報に圧縮変換する一方方向性の関数
 2 メッセージダイジェスト：電子データをハッシュ関数で変換して得た値

また、電子署名や認証業務に対する国民の理解を深めるため、電子署名が持つ法的効力や電子署名を行う際の注意事項等について、広報活動等を通じた普及啓発活動を続けている。さらに、グローバルな電子商取引等を促進するためには、電子署名及び認証業務にかかわる制度の国際的な調和を図ることが重要である。これまでのところ、シンガポールとの間で、自国において認定を受けている認証事業者が相手国政府へ認証業務の認定を申請した場合には、両国で定める手続に従って認定手続を簡素化することができることとしている。

また、携帯電話を利用した電子商取引であるモバイルコマースの安全・信頼性を確保するモバイルシステムにおけるPKI技術のフレームワークについて、アジア諸国と協力して国際電気通信連合 電気通信標準化部門（ITU-T：International Telecommunication Union - Telecommunication Standardization Sector）に提案し、国際標準化に向けた活動を行っている。

2 電子政府推奨暗号リストの決定

ネットワークを利用した社会経済活動において不可欠な情報セキュリティを確保するためには、客観的にその安全性が評価され、実装性に優れた暗号技術を採用することが重要である。そこで、総務省及び経済産業省が開催する「暗号技術検討会」、並びに通信・放送機構及び情報処理振興事業協会が開催する「暗号技術評価委員会」の両研究会による暗号評価プロジェクト「CRYPTREC（Cryptography Research and Evaluation Committees）」において、暗号技術の公募評価の上、平成15年2月に「電子政府」における調達のための推奨すべき暗号のリスト（電子政府推奨暗号リスト）が決定された（図表）。これを踏まえ、同年2月に、行政情報システム関係課長連絡会議において、各府省は情報システムの構築に当たり暗号を利用する場合には、可能な限り「電子政府推奨暗号リスト」に掲載された暗号の利用を推進することが了承された。

図表 電子政府推奨暗号リスト

技術分類		名称
公開鍵暗号	署名	DSA, ECDSA, RSASSA-PKCS1-v1_5, RSA-PSS
	守秘	RSA-OAEP, RSAES-PKCS1-v1_5 ¹
	鍵共有	DH, ECDH, PSEC-KEM ²
共通鍵暗号	64 ビットブロック暗号 ³	CIPHERUNICORN-E, Hierocrypt-L1, MISTY1, 3-key Triple DES ⁴
	128 ビットブロック暗号	AES, Camellia, CIPHERUNICORN-A, Hierocrypt-3, SC2000
	ストリーム暗号	MUGI, MULTI-S01, 128-bit RC4 ⁵
その他	ハッシュ関数	RIPEMD-160 ⁶ , SHA-1 ⁶ , SHA-256, SHA-384, SHA-512
	擬似乱数生成系 ⁷	PRNG based on SHA-1 in ANSI X9.42-2001 Annex C.1, PRNG based on SHA-1 for general purpose in FIPS 186-2 (+ change notice 1) Appendix 3.1, PRNG based on SHA-1 for general purpose in FIPS 186-2 (+ change notice 1) revised Appendix 3.1

1 SSL3.0/TLS1.0で使用実績があることから当面の使用を認める

2 KEM(Key Encapsulation Mechanism)/DEM(Data Encapsulation Mechanism)構成における利用を前提とする

3 新たな電子政府用システムを構築する場合、より長いブロック長の暗号が使用できるのであれば、128ビットブロック暗号を選択することが望ましい

4 3-key Triple DES は、以下の条件を考慮し、当面の使用を認める

FIPS46-3として規定されていること デファクトスタンダードとしての位置を保っていること

5 128-bit RC4は、SSL3.0/TLS1.0以上に限定して利用することを想定している。なお、リストに掲載されている別の暗号が利用できるのであれば、そちらを使用することが望ましい

6 新たな電子政府用システムを構築する場合、より長いハッシュ値のものが使用できるのであれば、256ビット以上のハッシュ関数を選択することが望ましい。ただし、公開鍵暗号での仕様上、利用すべきハッシュ関数が指定されている場合には、この限りではない

7 擬似乱数生成系は、その利用特性上、インタオペラビリティを確保する必要性がないため、暗号学的に安全な擬似乱数生成アルゴリズムであれば、どれを利用しても基本的に問題が生じない。したがって、ここに掲載する擬似乱数生成アルゴリズムは「例示」である